

201224013A

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の  
改善策に関する調査研究

平成24年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 相川 孝訓

平成25(2013)年3月

厚生労働科学研究費補助金  
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の  
改善策に関する調査研究

平成24年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 相川 孝訓

平成25(2013)年3月

## 目 次

### I. 総括研究報告

利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 相川孝訓	----- 1
---	---------

### II. 分担研究報告

1. 更生相談所における補装具費支給判定の地域差と完成用部品処方への傾向 樫本修・筒井澄栄	----- 7
2. 補装具費支給制度の課題抽出 相川孝訓・山崎伸也・我澤賢之	----- 15
3. 更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損及び機能不全実態調査 廣瀬秀行・樫本修	----- 27
4. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出 我澤賢之・山崎伸也	----- 37
5. 補装具活用支援体制の考案に関する提言 井上剛伸・筒井澄栄	----- 60

## I . 総括研究報告

## 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究

研究代表者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部第一福祉機器試験評価室長

### 研究要旨

補装具費支給制度は、本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度であるが、義肢・装具利用者に関しては、ニーズ調査自体が行われておらず、利用者の意識を反映した制度としての見直しが必要とされている。本研究では、利用者のニーズに基づき、補装具費支給制度の課題の抽出を行うとともに、改善策に関する提案を作成することを目的とする。そのために、以下の目標を設定して実施する。

利用者のニーズ把握では、利用者、利用者の家族、中間ユーザーの立場からの意見をもとに分析を行う。下肢切断者のQOL調査結果、当事者家族の意見・要望、中間ユーザーの義肢装具士、理学療法士、社会福祉士へのアンケート調査結果からの分析を行い、分析結果をまとめる。

完成用部品の支給実数の把握では、全国の更生相談所に対する実数調査を実施し、部品ごとの支給実数および価格についてデータをとりまとめる。

制度の改善策の提案では、現状の補装具費支給制度における制度や安全性や価格などの確認に関する問題点について調査研究を実施し、その改善策について提案をまとめる。調査の項目としては、制度の基本事項、安全性の評価手法（機械試験、臨床評価）および破損情報の収集システム、第三者機関による認証の必要性、評価にかかるコスト、価格等を想定している。

価格に関する制度改善策の提案では、第1に現状の義肢・装具・座位保持装置についての価格制度、すなわち個々の基本要素・製作要素ごとに価格を定めることを前提とし、最新の基本工法についての現況を明らかにするとともに、製作費用の実情に即した価格改訂を継続的にこなうための簡便で実用的な方法を開発する。第2に現制度では実費に即した費用が価格に反映されていない、製作・修理出張旅費などの要素についての考慮を踏まえ、外国の制度も参考にしつつ将来的な価格制度のあり方について提案をまとめる。

以上を総合し、補装具費支給制度の改善案について全体設計の提案を作成する。

初年度に引き続き2年度は、安全性に関する調査として更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損、機能不全の実態調査を実施する。また、補装具費支給制度の課題抽出のため、補装具完成用部品指定申請を行った業者に対してアンケートを実施する。さらに、初年度の更生相談所における補装具費支給制度に関する調査結果についてより詳細な分析を進め、地域差と完成用部品処方傾向について検討する。価格に関する調査についてもより詳細な分析を行う。これらの結果を踏まえて課題の抽出と今後の方向性について検討し、提案を行う。

## 調査研究体制

- 研究代表者 相川孝訓  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 福祉機器開発部  
第一福祉機器試験評価室長
- 研究分担者 井上剛伸  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所  
福祉機器開発部長
- 研究分担者 廣瀬秀行  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 福祉機器開発部  
高齢障害者福祉機器研究室長
- 研究分担者 我澤賢之  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部  
研究員
- 研究分担者 山崎伸也  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 義肢装具技術研究部  
主任義肢装具士
- 研究分担者 樫本修 宮城県リハビリテーション支援センター  
所長
- 研究分担者 筒井澄栄  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 障害福祉研究部  
心理実験研究室長
- 研究協力者 中村 隆  
国立障害者リハビリテーションセンター 研究所 義肢装具技術研究部  
義肢装具士

## A. 研究目的

本研究は、利用者のニーズに基づき、補装具費支給制度の課題の抽出を行うとともに、改善策に関する提案を作成することを目的とする。研究目標としては、義肢・装具の利用者のニーズの把握、義肢・装具・座位保持装置の完成用部品の支給実数の把握、制度改善についての提案の作成、価格に関する事項の制度改善についての提案の作成、補装具費支給制度の全体設計についての提案の作成の5つが設定される。

補装具費支給制度は、本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度である。現在、義肢装具及び座位保持装置の完成用部品は製品の登録制度があり、登録の際に補装具評価検討会において安全性の確認等が行われている。しかし、この手続きは煩雑であり、国立障害者リハビリテーションセンター研究所にて事務局を担当しているが、申請内容に不備のあるケースも少なくない。また、補装具費支給制度の価格については、平成20～21年度に厚生労働科学研究費にて調査が行われ、改訂が21年度末と22年度末に行われたが、実情に即した価格設定にはさらなる調査検討が必要とされ、課題が残されている。一方、切断者等の義肢・装具利用者に関しては、ニーズ調査自体が行われておらず、利用者の意識を反映した制度としての見直しが必要とされている。以上の状況をふまえ、利用者のニーズおよび支給の実態を把握した上で、補装具費支給制度の見直しに資する提案を行う研究が必要である。

補装具費支給制度の実施件数については、種目毎の統計が毎年発表されているが、義肢・装具・座位保持装置の部品毎や製品毎の支給実数は、把握されていないのが現状である。通常、制度の実施件数は制度の運用や改善を検討する際に、基礎となるデータであるはずである。しかし、その実数が把握されていない点は、重大な課題である。

本研究は、義肢・装具の利用者を対象として、補装具費支給制度に関するニーズを把握しようという点で、他にはない特色がある。また、ニーズや支給実数といった現状把握を行い、それに基づいた制度改善の提案を研究成果とする点は、本研究の独創的な点といえる。

## B. 研究方法

研究実施体制としては、国立障害者リハビリテーションセンター研究所内の福祉機器開発部、障害福祉研究部、義肢装具技術研究部と宮城県リハビリテーション支援センターが協力して実施する。また、研究協力を、厚生労働省自立支援振興室、日本義肢協会、全国身体障害者更生相談所長協議会にお願いしている。

研究目標達成のために、以下の計画で研究を実施する。

### 1) 義手・義足・座位保持装置の完成用部品についての支給実数の把握（樫本、筒井）

初年度に全国身体障害者更生相談所長協議会に協力を依頼して、全国の更生相談所における義手・義足・座位保持装置の完成用部品の1年間の支給実数を調査した。今年度は、これらの調査結果について詳細な分析を行い、課題を抽出する。処方した更生相談所を都市判定型（政令指定都市、東京都）、広域判定型（道府県）の2群に分け、処方される完成用部品の傾向を解析する。また、全国の更生相談所の地区ブロック（東北北海道、関東甲信越、中部、中国四国、九州）の5郡間で比較を行い、判定の地域差を検討する。

### 2) 制度改善についての提案の作成（相川、山崎、我澤）

補装具完成用部品の指定申請を行った業者に対して、補装具完成用部品の指定申請に関する意

見・要望を収集して分析する。現在の指定申請システムの問題点について分析し、改善案を作成する。

### 3) 破損、機能不全の実態調査の実施（廣瀬、樫本）

更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損、機能不全の実態調査を実施して内容を分析して課題を抽出する。

### 4) 価格に関する事項の制度改善についての提案の作成（我澤、山崎）

義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）製作事業者を対象に平成23年度に実施した、製作費用、収益などの調査について、採算性の分析、制度で想定されていると考えられる基本工作法に基づく作業工程確認するためのたたき台づくりを目指した資料づくり、義肢等製作費用にかかる付随費用調査を実施する。

### 5) 補装具活用支援体制の考案に関する提言（井上、筒井）

昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」を提言としてまとめる。これが1)から4)をふまえた補装具費支給制度の全体設計についての提案に相当することになる。

年次計画は以下の通り。

2年目の最終年度である平成24年度は、1) 制度改善に関する提案（相川、廣瀬、山崎、我澤）、2) 価格に関する提案（我澤、山崎）、3) 全体設計についての提案（井上、筒井、全員）、を作成する。言い換えれば、2年間の分担研究の成果をまとめて補装具費支給制度の全体設計について

の提案を作成する。

## C. 研究結果

以下に各分担研究の概要を記載するが、詳細な内容については、各分担研究の章を参照されたい。

### 1. 完成用部品の支給実数調査

平成23年度の本研究で身体障害者更生相談所の補装具費支給判定においては、対象者のプロフィールやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていることを報告した。更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。しかし、判定の頻度、形式や判断基準においては地域差があることも指摘されている。そこで、平成24年度の研究では判定の地域差を検証する目的で23年度に調査した義手、義足、座位保持装置の新規処方結果をさらに分析し、判定内容の地域差、完成用部品処方の傾向を検討した。全国の更生相談所を都市判定型、広域判定型ならびに地区ブロックごとの群に分け、群別の処方件数、全体価格、完成用部品価格、処方の傾向から、判定の地域差を考察した。

1カ所の更生相談所が年間に判定する新規処方件数において義手、義足、座位保持装置とも地域差がみられた。義足と座位保持装置では全体価格、完成用部品価格に地域差がみられた。義手では都市判定型の対象者の方が高額な完成用部品が処方されている割合が高く、活動性も高かった。都市に在住する上肢切断者の方が外出の機会が多いなど活動性が高く、シリコン製などの比較的高額な装飾手袋が処方されていると考えられた。義足における膝継手と足部の価格においては活動性と関係なく、地区ブロック間に処方価格の差があった。また、同一の更生相談所から同じ完成用部品が繰り返し処方されていた。判定する側は処



方し慣れたものを処方する、あるいは製作者が同一の完成用部品を使用する傾向が伺えた。座位保持装置は都市判定型の地域において活発に処方されていた。外部発注となるオーダー支持部を処方する更生相談所が地域差なくみられた。支持部を作製する設備や技術がない業者が座位保持装置作製に全国的に参入してきていることが推察できた。

## 2. 補装具費支給制度の課題抽出

補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出するために、平成24年度の指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を実施した。指定申請の様式や手続き上の問題点を確認するために、申請書類作成時の問題点、改善点、要望等についての意見を収集した。得られた結果について整理して、システムの改善のための改良点について検討し、改善案を作成した。

## 3. 更生相談所での座位保持装置及び車椅子の破損及び機能不全実態調査

補装具のうち、座位保持装置、電動車椅子、車椅子の破損や機能不全により再支給または修理となったものについて、全国80カ所の身体障害者更生相談所に対してアンケートを実施した。61カ所の更生相談所から回答が得られ、12カ所からは該当無しの回答が、49カ所の更生相談所からは842件の事例が得られた。回収率は76.3%である。再支給と修理の割合は、91%が再支給であり、修理は9%と少なかった。車椅子・座位保持装置の使用期間は平均7.6年、最大29年、座位保持装置は平均6.6年、電動車椅子は平均7.5年、手動車椅子平均8.0年であり、使用期間での統計的差はなかった。製作手法別の使用期間では外国製車椅子平均6.9年、国内既製品平均7.2年、国内オーダーメイドは平均7.6年で有意差はなかった。得られ

たデータから、修理または再支給の原因、内容、期間、部位、などについて整理して、分析を行った。

## 4. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出

義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）製作者事業者を対象に平成23年度に実施した、製作費用、収益などの調査について、採算性の分析、制度で想定されていると考えられる基本工作法に基づく作業工程確認するためのたたき台づくりを目指した資料づくり、義肢等製作費用にかかる付随費用調査を実施した。

採算性の分析からは、1. 義肢等製作者の扱う事業全体としては平均的には製造業・全産業（金融業・保険業を除く）とほぼ同水準の営業利益率を得ていることが示された。2. その一方で、赤字の事業所も減少傾向にあるとはいえ、有効回答中20%程度みられた。3. 義肢、座位保持装置に関しては、事業所は現行の供給水準を引き下げれば利益を増加できることが示された。4. 購入基準（3）装具 区分〔下肢装具〕〔短下肢装具〕F 硬性 2支柱なし：金属支柱のないもの（シューホンタイプAF0）の製作を題材として、装具の基本工作法について、制度上考えられる製作工程についての詳細をまとめた。5. 装具を題材に義肢等製作費用にかかる人件費、素材費、完成用部品購入費以外の費用（付随費用）の調査を実施した。調査結果を装具の現行制度の元となっている昭和54年度調査結果と比較したところ、全費用に占める付随費用比率が縮小している可能性が示唆された。

## 5. 補装具活用支援体制の考案に関する提言

本研究では、昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワー

クの構築」を提言としてまとめた。「補装具活用支援体制の構想」では、利用者へのサービス提供に係る関係機関の連携を主たる柱とし、市区町村でのサービスリソースの連携体制の構築と、県単位での自立支援総合センターとの協力により、適切な補装具給付を実現するシステムを提案した。また、「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」では、全国レベルでの拠点の設置とそのネットワーク構築により、データベースの構築や情報共有、人材育成、政策提案を行うシステムを提案した。この2つは、補装具費支給制度のさらなる向上に向けた車の両輪にあたり、双方の構築を平行して進めていく必要がある。今後は、システムの具体化に向けての情報収集や、既存のリソースの再構成を含めた効率的なシステム構築の検討を行う必要がある。そのための方策として、モデル的な事業としての試行の段階に入ることも有効である。

限られた資源の中で、利用者の生活の質を最大限向上し、なおかつ、効率も考慮した補装具費支給制度が求められている。今回提案したシステムは、その点からも有用であり、今後具体化に向けたさらなる取り組みを進める予定である。

#### D. おわりに

個々の分担研究では、ほぼ計画通りの研究が実施できたものと思われる。特に1年目に十分な調査検討が出来なかった分担研究が2年目に精力的に研究を進めることが出来、成果を得ることが出来たと思われる。また、1年目に実施した調査についても2年目により詳細な分析を行うことが出来た。これらの研究結果をまとめて最終的に提言としてまとめることが出来た。しかしながら、提言内容の詳細については、さらなる調査研究が必要であると考えられ、継続して研究を続けていくことが必要である。

## Ⅱ. 分担研究報告

# 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究

## 1. 更生相談所における補装具費支給判定の地域差と完成用部品処方の傾向

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター  
所長

研究分担者 筒井 澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 心理実験研究室長

### 研究要旨

平成23年度の本研究で身体障害者更生相談所の補装具費支給判定においては、対象者のプロフィールやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていることを報告した。更生相談所の補装具費支給判定は、地域差がなく全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。しかし、判定の頻度、形式や判断基準においては地域差があることも指摘されている。そこで、平成24年度の研究では判定の地域差を検証する目的で23年度に調査した義手、義足、座位保持装置の新規処方結果をさらに分析し、判定内容の地域差、完成用部品処方の傾向を検討した。全国の更生相談所を都市判定型、広域判定型ならびに地区ブロックごとの群に分け、群別の処方件数、全体価格、完成用部品価格、処方の傾向から、判定の地域差を考察した。

1カ所の更生相談所が年間に判定する新規処方件数において義手、義足、座位保持装置とも地域差がみられた。義足と座位保持装置では全体価格、完成用部品価格に地域差がみられた。義手では都市判定型の対象者の方が高額な完成用部品が処方されている割合が高く、活動性も高かった。都市に在住する上肢切断者の方が外出の機会が多いなど活動性が高く、シリコン製などの比較的高額な装飾手袋が処方されていると考えられた。義足における膝継手と足部の価格においては活動性と関係なく、地区ブロック間に処方価格の差があった。また、同一の更生相談所から同じ完成用部品が繰り返し処方されていた。判定する側は処方し慣れたものを処方する、あるいは製作者が同一の完成用部品を使用する傾向が伺えた。座位保持装置は都市判定型の地域において活発に処方されていた。外部発注となるオーダー支持部を処方する更生相談所が地域差なくみられた。支持部を作製する設備や技術がない業者が座位保持装置作製に全国的に参入してきていることが推察できた。

### A. はじめに

障害者自立支援法(平成25年度から障害者総合支援法)における補装具費支給制度において補装具の処方内容、完成用部品を決定するのは身体障害者更生相談所(以下、更生相談所)である。平成23年度の本研究において全国の更生相談所79カ所に対して、平成22年度における義手、義足、座位保持装置3種目の新規判定事例について実際

に処方された完成用部品の実数調査を行い、更生相談所の判定においては、対象者のプロフィールやニーズに応じた完成用部品の選択が適切になされていることを報告した<sup>1)</sup>。しかし、更生相談所の判定においては地域差があることも指摘されている<sup>2)</sup>。そこで、平成24年度の研究として23年度の調査結果をさらに分析し、処方した更生相談所を都市判定型、広域判定型に分け、処方さ

れる完成用部品の傾向を解析した。また、更生相談所の地区ブロックごとの比較を行い、判定の地域差を検討した。本研究は、義手、義足、座位保持装置の3種目について、支給された補装具全体の価格や実際に処方された完成用部品という判定結果の視点から判定の地域差、処方の傾向を検討したものである。

## B. 研究目的

義手、義足、座位保持装置の処方内容の視点から更生相談所における判定の地域差、処方の傾向等を解析し、今後の補装具費支給制度における体制の検討、補装具費支給判定の在り方に資することを目的とした。

## C. 研究方法

調査・分析対象は、平成23年度に全国の79カ所の更生相談所を対象に調査して得られた（75カ所、回収率94.9%）平成22年度の1年間で新規支給された義手219件、義足1,693件、座位保持装置1,516件とした。

更生相談所を以下の定義で2郡および地区ブロック毎の6郡に分類して分析した。

- 1) **都市判定型**：判定対象者が政令市内等近隣であり、巡回相談より来所相談での対応が主となる更生相談所。政令指定都市および東京都の更生相談所とする。
- 2) **広域判定型**：全県等広域にわたる判定が行われ、巡回相談等での対応が必要な更生相談所。道府県の更生相談所とする。
- 3) **地区ブロック**：北海道東北、関東甲信越、中部、近畿、中国四国、九州の6郡。

上記の郡分類に基づき、義肢、装具、座位保持装置の処方数、全体の価格、処方された完成用部

品のうち最も高額なもの（主に義手は手先具、大腿義足は膝継手、下腿義足は足部、座位保持装置は支持部または構造フレームなど）につき群間の比較を行った。義足については大腿義足と下腿義足例だけを抽出し、膝継手価格、足部価格の群間比較も行った。また、完成用部品の処方傾向を、特に義肢に関しては対象者の活動度との関係も検討した。群間比較の統計学的分析は有意水準1%でt検定を行った。

（倫理面への配慮）

質問事項は回答から利用者の個人が特定できない内容のみである。報告書内にブロック名は記載するが個別の更生相談所名は現れないよう配慮した。また、本報告では、完成用部品の個別名称、価格、企業名を記載するが、利益相反に関係する企業はない。

## D. 研究結果

回答が得られた75カ所の更生相談所の分類結果は、都市判定型20カ所、広域判定型55カ所であった。地区ブロック別では北海道東北9カ所、関東甲信越20カ所、中部15カ所、近畿10カ所、中国四国10カ所、九州11カ所であった。

### I. 処方件数の比較による地域差

#### 1) 義手

義手の処方数219件のうち都市判定型65件、広域判定型154件で1カ所の更生相談所当たりに換算すると、年間に一つの更生相談所が新規に義手を処方する件数は都市判定型3.1件、広域判定型2.8件と大きな差はなかった。地区ブロック別では北海道東北2.67件/年、関東甲信越3.52件/年、中部1.6件/年、近畿3.7件/年、中国四国3.0件/年、九州2.73件/年と地域差がみられた（図1）。

## 2) 義足

義足の処方数1,683件のうち都市判定型483件、広域判定型1,245件で1カ所の更生相談所あたりに換算すると、年間に一つの更生相談所が新規に義足を処方する件数は都市判定型20.9件、広域判定型22.6件と大きな差はなかった。地区ブロック別では北海道東北25.7件/年、関東甲信越27.5件/年、中部13.1件/年、近畿26.1件/年、中国四国19.7件/年、九州20.1件/年と地域差がみられた(図2)。

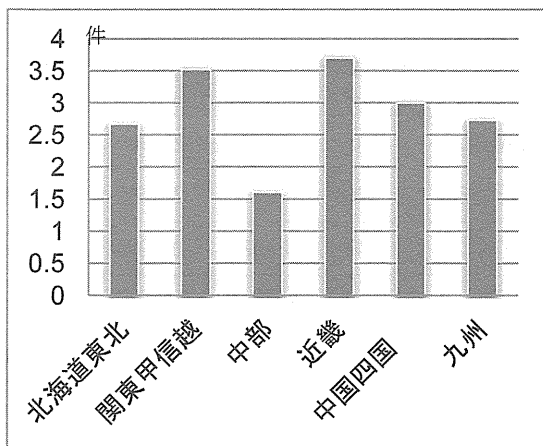


図1 更生相談所1カ所あたりの義手年間処方件数の地域差

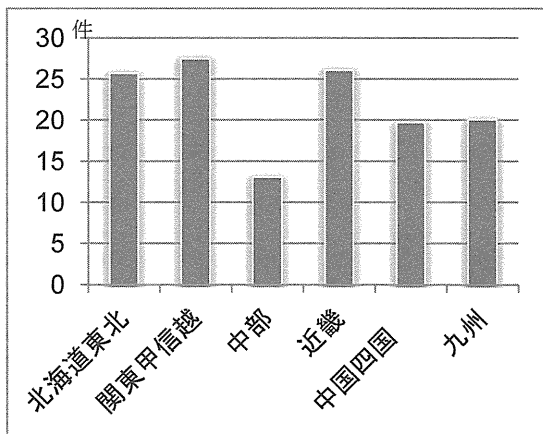


図2 更生相談所1カ所あたりの義足年間処方件数の地域差

## 3) 座位保持装置

座位保持装置の処方数1,516件のうち都市判定型650件、広域判定型866件で1カ所の更生相談所

あたりに換算すると、年間に一つの更生相談所が新規に座位保持装置を処方する件数は都市判定型31.0件、広域判定型15.7件と2倍の大きな差がみられた(図3)。

地区ブロック別では北海道東北14.8件/年、関東甲信越30.7件/年、中部12.3件/年、近畿19.4件/年、中国四国14.2件/年、九州19.8件/年と地域差がみられた(図4)。

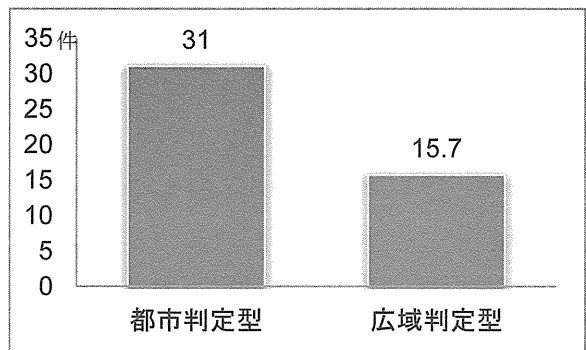


図3 座位保持装置年間処方件数の判定型別の地域差

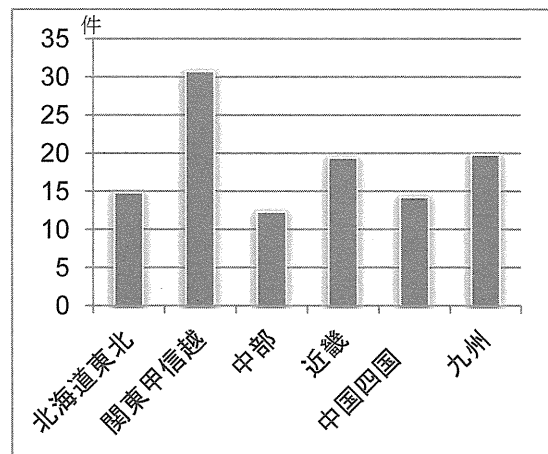


図4 更生相談所1カ所あたりの座位保持装置年間処方件数の地域差

## II. 処方価格の比較による地域差

### 1) 義手

義手全体の処方価格を比較すると、都市判定型の平均価格は233,464円、広域判定型170,297円と約6万円の差がみられた。処方された完成用部品のうち最も高額なものの平均価格は都市判定型9

0,681円、広域判定型69,502円で同じく都市判定型の方が高額であったが、統計学的な有意差はなかった。

地区ブロック別の比較では義手全体の平均価格および最も高額な完成用部品の平均価格が北海道東北129,619円、65,078円、関東甲信越278,031円、95,866円、中部156,018円、56,620円、近畿123,686円、50,447円、中国四国129,399円、56,558円、九州214,863円、96,747円と地域差がみられたが、統計学的な有意差はなかった。

## 2) 義足

義足全体の処方価格を比較すると、都市判定型の平均価格は442,156円、広域判定型472,987円と大きな差はみられなかった。処方された完成用部品のうち最も高額なものの平均価格は都市判定型105,262円、広域判定型115,502円と同じく差がなかった。

地区ブロック別の比較では義足全体の平均価格±SDが北海道東北514,421±256,494円、関東甲信越474,263±261,409円、中部483,425±264,169円、近畿460,645±296,709円、中国四国429,854±253,295円、九州434,947±279,034円と地域差がみられた。最も高額な北海道東北と安価な中国四国の間では統計学的に有意差がみられた ( $p < 0.01$ ) (図5)。

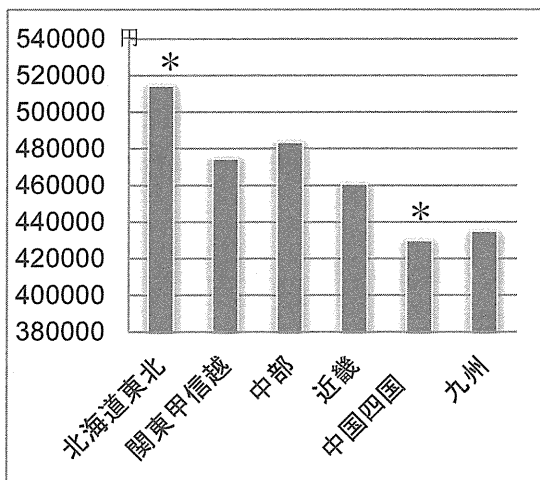


図5 義足全体価格の地域差

\*北海道東北vs. 中国四国 有意差有り  $p < 0.01$

大腿義足では、関東甲信越ブロックで活動性が高い割合が高かったが、処方対象の活動性が比較的低い中国四国ブロックと九州ブロックの膝継手の価格に有意差がみられた ( $p < 0.01$ ) (表1)。

下腿義足では、同じく、関東甲信越ブロックで活動性が高い割合が高かったが、処方対象の活動性が比較的低い中部ブロックと九州ブロックの足部の価格に有意差がみられた ( $p < 0.01$ ) (表2)。

表1 処方された膝継手価格の地域差

ブロック名	大腿義足件数	大腿義足平均価格	膝継手平均価格	高活動の割合
北海道東北	46	825,105	221,926	28%
関東甲信越	140	758,212	226,580	37%
中部	49	788,521	208,873	18%
近畿	46	864,652	250,246	11%
中国四国	32	760,388	*254,890	13%
九州	57	726,565	*185,861	13%

\*中国vs. 九州 有意差有り  $p < 0.01$

表2 処方された足部価格の地域差

ブロック名	下腿義足件数	下腿義足平均価格	足部平均価格	高活動の割合
北海道東北	165	436,295	87,356	21%
関東甲信越	545	396,871	74,437	24%
中部	122	403,976	*91,203	9%
近畿	186	397,218	84,761	10%
中国四国	150	383,331	67,394	7%
九州	140	366,370	*62,981	8%

\*中部vs. 九州 有意差有り  $p < 0.01$

## 3) 座位保持装置

座位保持装置全体の処方価格を比較すると、都市判定型の平均価格±SDは322,301±212,290円、広域判定型372,800±210,500円と広域判定型の方が高額であった ( $p < 0.01$ )。処方された完成用部品のうち最も高額なものの平均価格±SDは

都市判定型74,387±37,134円、広域判定型91,937±51,938円で同じく広域判定型の方が高額であった（ $p < 0.01$ ）。

地区ブロック別の比較では座位保持装置全体の平均価格±SDが北海道東北419,649±219,868円、関東甲信越372,808±258,812円、中部331,907±184,620円、近畿362,125±223,055円、中国四国386,797±170,908円、九州309,572±144,546円と地域差があり、北海道東北ブロックが処方する座位保持装置価格と九州ブロックでは有意差があった（ $p < 0.01$ ）（図6）。

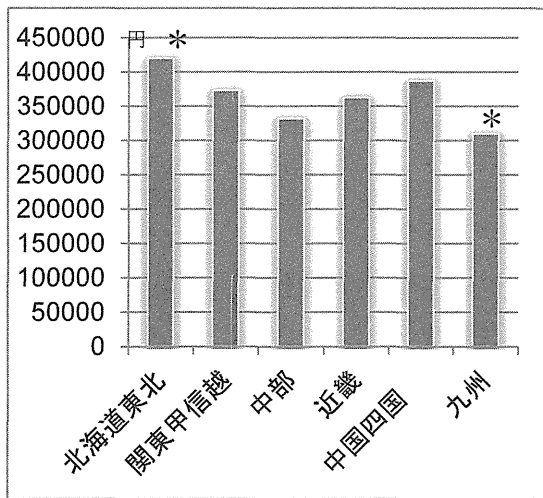


図6 座位保持装置全体価格の地域差

\*北海道東北vs.九州 有意差有り  $p < 0.01$

### Ⅲ. 完成用部品の処方傾向

#### 1) 義手

義手は全処方数219件のうち装飾用が189(86.3%)件と多数を占め、筋電義手を除き使用される完成用部品のうち最も高額なのが装飾用手袋であった。シルクグローブ(シリコン)などシリコン製のものが都市判定型では20/55件(36%)、広域判定型では25/134件(19%)と都市判定型の方が高額な装飾用手袋が処方されている割合が高かった。「活動度が高い」という割合は都市判定型30/64件(47%)に対し広域判定型は50/153件(33%)で都市判定型の方が活動性が高

い対象者が占める割合が高かった(図7)。筋電義手は都市判定型で2件、広域判定型で3件であり片寄りはない。

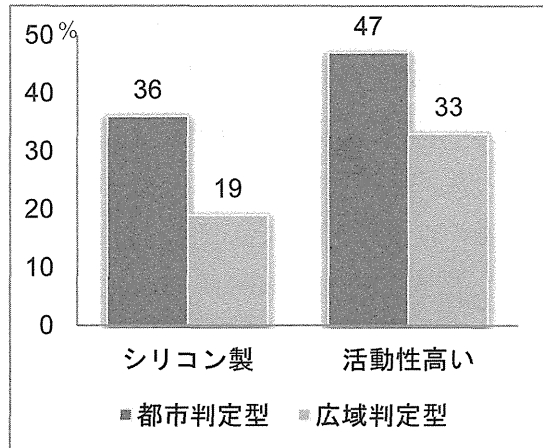


図7 シリコン製装飾手袋処方の割合および高活動性の割合 判定型別の地域差

#### 2) 義足

義足は全体の平均価格、使用した完成用部品の平均価格の両者とも前述したように都市判定型と広域判定型で差がなかった。完成用部品の価格が30万円以上の製品を処方していた割合は、都市判定型28/411件(6.8%)、広域判定型103/1171件(8.8%)であり大きな差はみられなかった。

「活動度が高い」という対象者が占める割合は都市判定型89/437件(20%)に対し広域判定型267/1199件(22%)と大きな差はなかった。

現在、基準に認められている中で最も高額な膝継手であるハイブリッドニーは全部で10件に処方されていたが、全例とも広域判定型であり7カ所の更生相談所から処方(1~3件)されていた。ハイブリッドニー以外のコンピューター制御膝継手、平成23年度の本研究<sup>1)</sup>で報告した高頻度完成用部品の膝継手と足部は同一製品が同一の更生相談所から繰り返し処方されている傾向があった。

#### 3) 座位保持装置

23年度の報告<sup>1)</sup>において座位保持装置の支持部を工房等製作者が作製せず何らかの完成



用部品を使用した新規処方例が1,516件に対して915件（61.0%）あった。特に、アシスト社製のフルオーダー一体幹支持部、骨盤大腿部が404件（26.7%）に使用されていた。このアシスト社製のオーダー支持部の処方割合は都市判定型89/650件（14%）、広域判定型114/866件（13%）で差がなかった。この支持部を処方していた更生相談所は半数の37更生相談所で都市判定型12/20所（60%）、広域判定型25/55カ所（45%）であり、同一の更生相談所から繰り返し処方されている傾向があった（図8）。

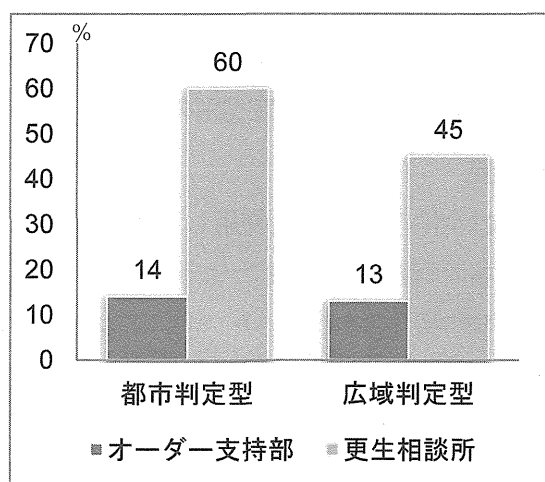


図8 座位保持装置のオーダー支持部  
処方更生相談所の割合

## E. 考察

更生相談所の補装具費支給判定は、全国一律の判断基準で公平、公正に行われることが望ましい。厚生労働省は、補装具判定にあたっての指針、取扱要領、基準価格<sup>3,4,5)</sup>を示し、全国の身体障害者更生相談所は内規等各自治体独自の判断基準はあるものの概ね国が示すと通りの基準、考え方で判定が行われている。また、事務的な考え方を解説しているマニュアル<sup>6)</sup>もあり、判定にあたる職員の判断の助けとなっている。しかし、それでもなお判断基準には地域差があるのが実態である。地域差を引き起こす要因には様々な因子が考えられる。判定する技術職の経験、常勤の医師、リ

ハ専門職の配置状況や直接判定、文書判定などの判定形式、来所判定、巡回相談の頻度においても差がみられることが指摘されている<sup>2)</sup>。

### 1) 義手判定の地域差と処方傾向

年間の義手の新規処方件数は一つの更生相談所あたり2.9件であり、都市判定型3.1件と広域判定型2.8件に分けても件数の差がみられなかったことは、上肢切断の発生数に地域差がないことを裏付けていると考えられる。一方、ブロック別では最も件数が多かった近畿ブロック3.7件と最も好かなかった中部ブロック1.6件では2.3倍の開きがあった。今回分析はしていないが開きの原因は一つの更生相談所が担当する人口比が影響している可能性も考えられる。また、最近では義手を作製しない上肢切断者もおお、義手を作製するか否かのニーズとそれに応える医療機関、リハビリテーション提供機関の対応に地域差があることも推察される。

義手全体の価格およびそれを左右する処方された完成用部品の価格は都市判定型の方が広域判定型より高額であった。また、23年度の本報告<sup>1)</sup>では義手の86.3%が装飾用であり、処方される完成用部品のうち最も高額なのは装飾用手袋である。都市判定型の方が比較的高額な装飾用手袋が処方されている割合が高く、活動性も高かった。都市に在住する上肢切断者の方が外出の機会が多いなど活動性が高く、シリコン製などの比較的高額な装飾手袋が処方されていると考えられた。

### 2) 義足判定の地域差と処方傾向

年間の義足の処方件数は一つの更生相談所あたり22.4件であるが都市判定型20.9件、広域判定型22.6件に分けても差がなかったことは、下肢切断の発生数に地域差がないことを裏付けていると考えられる。地区ブロック別では、最も多かった関東甲信越ブロック27.5件と最も少なかった中部ブロック13.1件では2.1倍の開きがあった。

両ブロックの大腿義足と下腿義足の処方数は前者が138件と394件、後者が53件と136件でその比は両ブロックとも概ね1：3で差はなかった。高齢の大腿切断者では移動手段が車椅子となり義足を作製しない事例もあるが、義手と同様に一つの更生相談所が担当する人口比が影響して可能性も考えられる。

完成用部品の価格が30万円以上の製品を処方していた割合および活動度は都市判定型と広域判定型で差異はなかった。ニーズに応じた更生相談所の判定に地域差が無いことを裏付けている。膝継手と足部の価格においては活動性と関係なく、地区ブロック間に差があった。また、同一の更生相談所から同じ完成用部品が繰り返し処方されていた。判定する側は処方し慣れたものを処方する、あるいは製作者が同一の完成用部品を使用する傾向が伺えた。

### 3) 座位保持装置判定と処方傾向

一つの更生相談所あたりの年間の座位保持装置の処方件数において都市判定型が広域判定型の2倍であった。また、地区ブロック別で最も多かった関東甲信越ブロック30.7件と最も少なかった中部ブロック12.3件では2.5倍の開きがあった。同様に座位保持装置の価格においても地域差がみられた。その原因は不明だが、都市判定型、関東甲信越ブロックとりわけ関東圏域において座位保持装置が活発に処方されていることが考えられる。かつては座位保持装置が比較的珍しいものであったが、シーティングの知識が中間ユーザー等支援者にも広まり、今や当たり前のものとなっている。施設ではこれまで車椅子で対応してきた事例が座位保持装置に変更となることもある。よりよい姿勢を求める保護者のニーズの高さ、中間ユーザー等支援者の意識、情報量などが影響している可能性も考えられる。

外部発注となるオーダー支持部を処方する更

生相談所が地域差なくみられた。かつては工房が自分たちで支持部を作製するのが当たり前だったが、そういう設備や技術がない業者が全国的に座位保持装置作製に参入してきていることが考えられる。

## F. おわりに

全国の更生相談所で判定、処方された補装具の個数、価格、完成用部品の内容という判定結果の視点から判定の地域差、処方傾向を検討した。義手、義足、座位保持装置の3種目に限られてはいるが、一つの更生相談所における年間の補装具処方件数や価格に地域差がみられることは、利用者のニーズや活動性の違い、中間ユーザー等支援者の意識、情報量などが影響している可能性も否定できない。情報の共有化についての働きかけは、各地区のブロック協議会はもとより、平成23年度より全国身体障害者更生相談所長協議会内の補装具判定専門委員会におけるタイムリーなQ&A形式の情報共有も行われるようになった。今後、判断基準を平準化するためにも厚労省が告示する現行の基準<sup>9)</sup>等をより理解しやすくするマニュアルの作成が次の課題と考えている。将来的には更生相談所の補装具費支給判定が全国一律の判断基準で地域差なく公平、公正に行われるように発展することが望まれる。

最後に、本調査にご協力いただいた全国の更生相談所の皆様にこの報告書をもって心より感謝申し上げる次第である。

## G. 参考文献

1. 樫本 修、筒井澄栄：補装具新規支給判定における完成用部品実数調査。利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究（研究代表者相川孝訓）、平成23年度総括・分担研究報告書。20-

48、2012

2. 檜本 修ほか：特例補装具・判定困難事例集. テクノエイド協会、東京、2010
3. 補装具費支給事務取扱指針について. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成18年9月29日、24年3月30日最終改正）
4. 「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知（平成18年9月29日、24年3月30日最終改正）
5. 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準. 厚生労働省告示第528号（平成18年9月29日、24年3月30日第5次改正）
6. 伊藤利之編集（共同執筆）：補装具費支給事務マニュアル. 中央法規出版、東京、2007

#### I. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得  
なし。
2. 実用新案登録  
なし。
3. その他  
特記すべきことなし。

#### H. 研究発表

1. 論文発表  
なし。
2. 学会発表
  - 1) 檜本 修、森 隆行、古澤義人ほか：最近の切断・義肢処方事情 第31回日本リハビリテーション医学会東北地方会.（2012年3月4日 仙台市で発表）
  - 2) 檜本 修：最近の義肢治療—本義肢処方の立場から— 第49回日本リハビリテーション医学会学術集会.（2012年6月1日 福岡市で発表）

# 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究

## 2. 補装具費支給制度の課題抽出

研究分担者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部第一福祉機器試験評価室長

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
義肢装具技術研究部 主任義肢装具士

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 研究員

### 研究要旨

補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出するために、平成24年度の指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を実施した。指定申請の様式や手続き上の問題点を確認するために、申請書類作成時の問題点、改善点、要望等についての意見を収集した。得られた結果について整理して、システムの改善のための改良点について検討し、改善案を作成した。

### A. 研究目的

補装具費支給制度における課題を抽出し、現在のシステムに反映させる。研究目標としては、補装具完成用部品指定申請に関する課題を抽出する。

き上の問題について確認した。確認した事項は、以下の①から⑫の12項目になる。

- ①様式2 申請部品一覧
- ②様式3 価格根拠
- ③様式4 部品概要
- ④様式5 工学的試験評価概要
- ⑤様式6 フィールドテスト結果
- ⑥様式7 フィールドテスト被験者リスト
- ⑦作成ファイル形式について
- ⑧記入要領について
- ⑨記入例について
- ⑩参考資料について
- ⑪問い合わせについて (youbou@rehab. go. jp)
- ⑫その他

### B. 研究方法

平成24年度の補装具完成用部品指定申請を行った業者に対して電子メールによるアンケート調査を行った。指定申請を行った32社の業者に対して申請に関するアンケートを行った。設問としては、指定申請の様式、書類の内容、問い合わせ、その他などである。得られた結果について整理して内容を検討した。

### C. 研究結果

指定申請を行った32社の業者に対して電子メールでアンケートを依頼して、17社からの回答が得られた。回収率は53%になる。指定申請の様式のうち、見直しの可能性がある様式と、手続

個々の項目毎に得られた回答を集計整理したが、回答件数が少ないため、意見・要望の羅列にとどめた。現状で良いという意見もあったが、これらは件数には含めなかった。具体的な内容の意見・要望を件数としてまとめた。個々の意見・要望を以下に示す。個々の会社で複数の意見・要望